

ケアハウスひまわり 重要事項説明書

入居契約締結前に知っていただきたい内容を以下のとおりご説明します（別紙入居者心得のご確認もお願いします）。ご不明な点などがございましたら、ご質問をお願いいたします。

1. ケアハウスを運営する事業者

事業者名称	社会福祉法人本荘久寿会
代表者氏名	理事長 佐藤 大
法人所在地・連絡先	由利本荘市浜三川字小山口 20 番地 TEL.0184-74-9010 FAX.0184-74-3810
法人設立日	平成 6 年 10 月 3 日

2. 施設（ケアハウス）について

施設名称	ケアハウスひまわり
事業の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設所在地	由利本荘市西目町海士剥字御月森 1 番地
連絡先	TEL.0184-32-1133 FAX.0184-32-1136
施設長名	佐藤 修
開設日	平成 14 年 4 月 1 日
入居定員	15 人
事業の目的	心身共に充実した明るい生活を送ることができるように施設を利用していただき、契約に定める各種サービスを提供するものとし、相互において誠実に契約を履行することを約する。
運営の方針	特性に配慮した程好い住居を提供し利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害時緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。
営業日	年中無休

3. 居室等の概要について ※個室 15 部屋ですが、この内 3 組 6 人分を夫婦部屋として利用可能

個室(1 人室)	15 室	室内に冷暖房エアコン、床暖房、洋室トイレ、洗面台（車椅子対応）、ミニキッチン（電磁調理器付）、クローゼット、TV・電話端子、緊急コールボタン、スプリンクラー、ヘッドライト付
食堂・談話室	1 室	食事場所、レクリエーション活動場所
交流室	1 室	面会室としても利用可
浴室	2 室	大浴槽、小浴槽
脱衣室	2 室	大浴槽、小浴槽
洗濯室	1 室	有料洗濯機・乾燥機、流し台有り
給湯室	1 室	
公衆電話	1 台	食堂・談話室内に設置
郵便受け	1 人 1 個	新聞受けとしても利用可（玄関風除室にあります）

4. 職員の配置状況について

職名	常勤	非常勤	勤務体制等
施設長	1名		7時00分～16時00分 9時30分～18時30分 8時30分～17時30分
生活相談員	1名		
介護士	1名以上		

※食事調理：特養ひまわり給食業務委託業者。

5. 施設サービスの概要について

種類	内容
食 事	管理栄養士の献立により栄養及び利用者の健康状態、嗜好等を考慮した食事を1日3食（おやつ含む）提供します。
入 浴	入浴は原則として毎日とし、入浴時間は10時から17時までです。個別の入浴介助は行わないことになっております。
健康管理	入居者に定期的に協力医療機関における健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存・健康保持・疾病予防に努めます。 肺がん検診6月、基礎健診10月
相談・援助	入居時、入居者の従来の生活状況や心身の健康状態等について把握し、入居後は各種の生活相談に応じると共に適切な援助を行います。常に市町村や在宅サービス事業所等と連携を図り、必要に応じてその有効な利用について照会、手続き等の援助を行います。
趣味活動等	生き生きと明るい日常生活を送れるように、集団的なレクリエーションや体操、趣味活動等の提供を行います。利用者が自主的に趣味、教養娯楽、交流事業等を行う場合は必要に応じて協力します。

7. 利用料金について

内 訳	事務費・基本料金（生活費）・管理費（家賃）・冬期負担金（11～3月暖房費）・その他の利用料金（電気使用料金）
支払方法	利用料は月末に締め、翌月の10日に前月分を請求します。請求通知を受けたときは、10日以内に指定する金融機関の口座にお支払いいただくか、施設へ直接お支払いをお願いいたします（日中の時間帯のみ受付しています）。

※月の途中入居・退居時は、日割り計算。

8. 居室の原状回復義務について

契約書のとおり退居時の原状の回復については必須事項であり、退居により居室を明け渡す時、居室内が汚損、破壊もしくは滅失により原状回復を要する場合は、当法人が指定する業者に修理及びクリーニング等をお願いすることになります。従いまして、その代金は入居者が直接委託業者にお支払いすることになりますので、予めご了承ください。

9. 緊急時の対応について

緊急時の対応については、身元保証人への連絡もしくは救急車の手配等です。緊急時の連絡を受けた場合は、身元保証人が日中・夜間を問わず駆け付けてご対応ください。よって、入居者が体調不良等で急に介護あるいは見守りが必要になった場合は、身元保証人等で行うことになります。

施設の感染症予防対策について：職員の感染予防・安全対策委員会を年5回開催します。感染予防・安全対策委員会では感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

10. 苦情相談窓口について

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等については、事業所の窓口担当者にお申し出ください。

苦 情 相 談 窓 口 ： 生活相談員 藤原愛美 電話 0184-32-1133

事務所に直接話しにくい場合など、中立・公平な立場により苦情に対応します。

第 三 者 委 員 ： 弁護士 塚本 祐文（塚本法律事務所）電話 0184-22-3321
 委 員 猪股 健一 電話 0184-29-2232
 委 員 高橋 金一 電話 0184-33-2494
 委 員 高橋美貴子 電話 090-7932-0260
 委 員 齋藤 久子 電話 0184-24-3464

第三者による評価の実施状況 ： 無し 有り ・実 施 日
 ・評価機関名称
 ・結果の開示（ 有 ・無 ）

11. 非常災害対策について

災害時の対応・防災設備は消防法に則り備えております。防災訓練は年2回行います。

【 業務持続化計画の策定 】

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務開始を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努めます。

12. 利用者及び家族等の禁止行為について

利用者及び家族等は他の利用者及び職員に対して、一般的にハラスメントとみなされる言動はお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

13. 身体拘束廃止について

当施設では、原則として身体拘束は行っておりません。

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、適切なサービス提供に努めるとともに、発見した場合には市町村の窓口に届け出ることにいたします。

14. 虐待防止について

ご利用者様の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。当施設または居宅サービス事業者及び介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合、職員は速やかにこれを市町村に通報します。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制・再発防止策の整備
- (4) 職員研修（虐待防止の啓発・普及）

15. 連絡事項

- (1) 入居者の通院は、身元保証人等で対応していただくことになっています。
- (2) ケアハウスはあくまでも自立生活者を支援する住居です。よって、介護サービスを提供する施設ではありません。
- (3) 将来的に要介護状態になられましたら、直ちに介護施設への入所申し込みの手続きをしてください。従いまして、介護施設に入所できるまでの待機中は、身元保証人等のご家庭で介護することになります。
- (4) この重要事項説明書による説明が終わりましたら、別紙の重要事項説明確認書を提出してください。

附則

令和元年6月1日制定

令和3年3月1日改正

令和3年4月1日改正

令和5年1月1日改正

令和5年6月1日改正

令和6年4月1日改正

